

Vol
80
2023

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)が開催されました！
- 国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー(ベトナム・カンボジア)を開催しました。
- 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」を開催しました。
- やさしい日本語を話してみよう！「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」



《特集記事》

- 01 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)が開催されました！
- 04 国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップセミナー(ベトナム・カンボジア)を開催しました。
- 06 日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」を開催しました。
- 08 やさしい日本語を話してみよう！「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」
- 11 アジ研の出版物を紹介します。
- 13 「令和4年版犯罪白書について」
- 17 令和4年版「再犯防止推進白書」を刊行しました！

《常設記事》

- 20 お答えします～「国際課の業務」について～

《連載記事》

- 22 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.60
～法テラスってどういう時に利用できるの？～
- 23 法制度整備支援の現場から
- 25 法務省で働くひと・しごと紹介Vol.16
～技術企画室長補佐～

第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)

が開催されました！

令和5年2月13日(月)及び同月14日(火)の2日間、第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム(英語名:The 2nd Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称:Crim-AP)が開催されました。

アジア太平洋刑事司法フォーラム(Crim-AP)とは？

アジア太平洋刑事司法フォーラムは、令和3年3月に第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称:京都 kongress)において採択された「京都宣言」の内容を着実に実行していくための取組の1つとして、法務省と国連薬物犯罪事務所(UNODC)が開催する国際会議です。

「京都宣言」では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認されましたが、日本を含むアジア太平洋地域においては、各国相互の理解不足などにより、国際協力には、なお改善の余地があります。

そこで、アジア太平洋地域における各国の法制度や運用等について情報共有を行い、実務家同士のネットワークを構築することによって、国際協力の一層の強化を図るため、本フォーラムを定期開催することとしました。

第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催結果

第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムには、第1回に参加した日本のほか19の国・機関に加え、米国国立司法研究所、タイ法務研究所、国連アジア極東犯罪防止研修所といった犯罪防止刑事司法ネットワーク機関(PNI)も参加しました。

【参加国・機関】

オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、米国、ベトナム、ASEAN 事務局、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、米国国立司法研究所(NIJ)、タイ法務研究所(TIJ)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)

第1回会合では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、海外参加者は全員オンライン方式の出席となりましたが、第2回会合は、17か国・機関が来場参加し、より一層充実した会合となりました。

開会式では、齋藤健法務大臣による開会挨拶の後、UNODC のガーダ・ワーリー事務局長からメッセージがありました。



齋藤健法務大臣



ガーダ・ワリーUNODC 事務局長

全体会合では、「京都宣言の実施に向けて：犯罪と戦うためのアジア太平洋における国際協力の強化」という全体テーマに関し、各国・機関の代表団長がステートメントを行い、日本からは川原隆司法務事務次官がステートメントを行いました。



全体会合の様子

その後、2つの分科会に分かれ、「捜査共助要請の種類（電子証拠及び証人の供述）」、「非拘禁措置及び犯罪者処遇に係る課題並びに進展」のテーマの下、各国・機関の実務家が情報共有や意見交換を行いました。



分科会の様子

また、齋藤大臣が本会合に参加したハイレベルと会談を実施し、一層の刑事司法関係の協力を深めていくことを確認しました。



東ティモール司法大臣との会談



パプアニューギニア司法大臣との会談

アジア太平洋刑事司法フォーラムを含む京都 kongress の成果の着実な実施に関する情報については、以下の専用ウェブサイト又は専用ツイッターをご覧ください。

専用ウェブサイト



専用 Twitter



国際知財司法シンポジウム(JSIP)フォローアップ セミナー(ベトナム・カンボジア)を開催しました。

安売りされているキャラクター製品、買っても大丈夫？

国際花子さんは人気漫画「キツネの刃」の大ファンです。ある日、花子さんが買い物をしていると、「キツネの刃」のキャラクター「監獄さん」のTシャツを発見。Tシャツは新しいデザインで安かったので、花子さんは何の疑いもなく購入しました。

翌日、花子さんがこのTシャツを着て街を歩いていると、これとそっくりのTシャツを着ている友人と出会いました。

しかし、友人のTシャツをよく見てみると、二人のTシャツは「キツネの刃」のロゴマークの形が少し異なっており、その友人は花子さんが買ったTシャツの値段の2倍以上の金額を支払っていたことを知りました。

花子さんは、「キツネの刃」の新商品だと思って安く買ったTシャツが、実は偽物の製品だったことがわかり、がっかりしました。

知的財産権について知っておこう

花子さんのように、お気に入りの商品が安いからといって安易に買ったところ、実は類似品で本物ではなかったということは、海外からの輸入品が多く出回っている現在では珍しくない状況となっています。

しかし、上記の例のようにロゴマークやキャラクターを勝手に使用した安価な製品が市場に出回ると、正規に販売する会社の業績が下がったり、製作者の創作意欲が失われたり、消費者からの正規製品への信用が失われるなど、様々な被害が発生します。

そこで、そのような被害を防ぐために、発明や創作などは特許権、著作権、商標権などの「知的財産権」として法律で保護されています。

ところが、開発途上国の中には、知的財産権を保護する法律が不十分であったり、適切に運用されていないことがあり、そのような状況が、産業の発展や文化の向上に悪影響を及ぼし、日本を含む外国から企業が進出しづらいという問題が生じています。

国際知財司法シンポジウムのフォローアップセミナーをベトナムとカンボジアで開催

法務省は、知的財産に関する各国の理解を深め、国際的な連携を強化することなどを目的として、平成29年から関係省庁等とともにASEAN(東南アジア諸国連合)などを対象に国際知財司法シンポジウム(JSIP)を開催しています。

本年度は、令和3年度に実施したJSIPのフォローアップとして、「商標権侵害に関する救済制度の実務」をテーマに、12月6日(火)にはベトナムを、12月9日(金)にはカンボジアを対象とした二国間のオンラインフォローアップセミナーをそれぞれ開催しました。

これらのセミナーにおいては、ベトナムからは、知的財産権侵害の対応に関するベトナム国内の組織の役割分担及び取組内容などについて、カンボジアからは、時計等の日本製品の偽物が広く出回っている現状とその取締実績等について、それぞれ発表がありました。日本からは、いずれのセミナーにおいても、日本の知的財産権の救済制度について発表を行い、活発な意見交換が実施されました。



【12月6日ベトナムとのセミナー】



【12月9日カンボジアとのセミナー】

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演

「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」を開催しました。

法務総合研究所国際協力部では、令和4年12月15日(木)、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」を開催しました。

1 開催経緯

我が国は、モンゴルに対して法制度整備支援を実施しており、これまで独立行政法人国際協力機構(JICA)や、日本弁護士連合会などにより、モンゴルにおける民事判例集の出版、弁護士会の強化、調停制度の普及などが実施されたほか、現在、法務総合研究所国際協力部が、商法典の起草支援等を行っています。

本記念公演は、令和4年に日本・モンゴル外交関係樹立50周年を迎えたことを記念し、これまでの法制度整備支援の成果を広く知っていただくとともに、両国の友好関係の更なる発展を図ることを目的とし、国際法務総合センター及びモンゴル法務・内務省内の会場での参加とオンライン参加を併用したハイブリッド方式で開催したものです。

2 講演内容

本記念講演では、両国にゆかりの法律専門家6名からご講演いただきました。

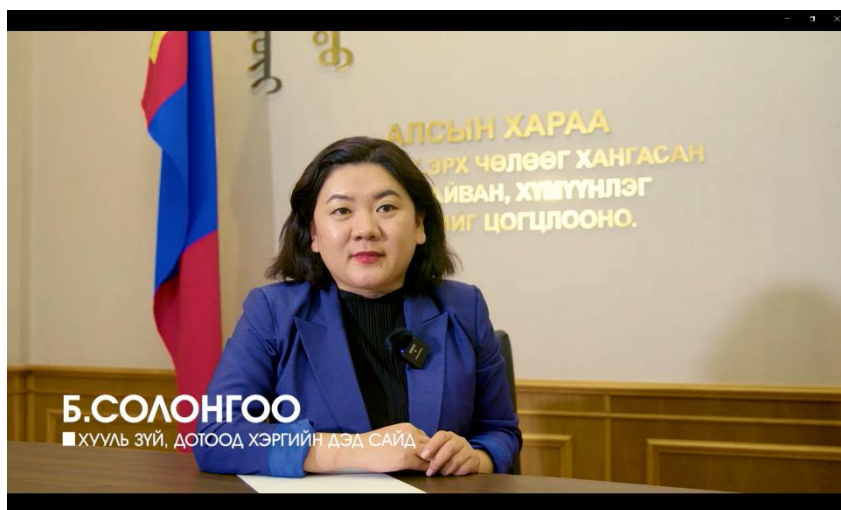
元裁判官で弁護士の稲葉一人氏からは、モンゴルにおける調停制度の創設に関わったご経験などについてお話しいただき、モンゴル国立大学法学部学部長バトボルド・アマルサナー氏からは、両国の法律分野における協力の歴史からモンゴルにおける私法改革と近年の商法典起草支援まで幅広くお話しいただきました。弁護士の磯井美葉氏からは、日本弁護士連合会のモンゴルとの交流の歴史としてモンゴルでの民事判例集の出版、モンゴル弁護士会の強化、調停制度の普及について、JICA プロジェクトの長期専門家として派遣されていた際のエピソードも交えてお話しいただき、九州大学大学院法学研究院副研究院長の徳本穰氏からは、現在実施されている商法典の起草支援についてご紹介いただきました。また、モンゴル国立大学法学部内に設置された名古屋大学の日本法教育研究センターの修了生で、両国で活躍中のサラングレル・バトバヤル氏及びガンホヤグ・ダワーニャム氏からは、法学教育における両国の協力関係についてご自身の経験も交えたお話をしていただきました。

両国の友好関係は、関係者の情熱と培ってきた強い信頼関係の成果であり、法の支配などの普遍的価値を共有する重要なパートナーとして今後も両国の協力関係が発展していくことを確信させる記念講演となりました。

講演内容の詳細につきましては、法務総合研究所国際協力部の機関誌 ICD NEWS に掲載予定ですので、ご関心のある方はぜひご覧ください。



門山宏哲日本国法務副大臣による開会挨拶の様子



バヤルサイハン・ソロンゴーモンゴル国法務内務省副大臣による開会挨拶の様子



国際法務総合センター会場の様子

法務総合研究所国際協力部 HP



やさしい日本語を話してみよう！

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」

やさしい日本語とは？

やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。

外国人が日本で安心して安全に生活するためには、法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害・避難情報はじめとする国や地方公共団体等からのお知らせなどを正しく理解することが必要ですが、全ての情報を多言語で発信するには限界があります。

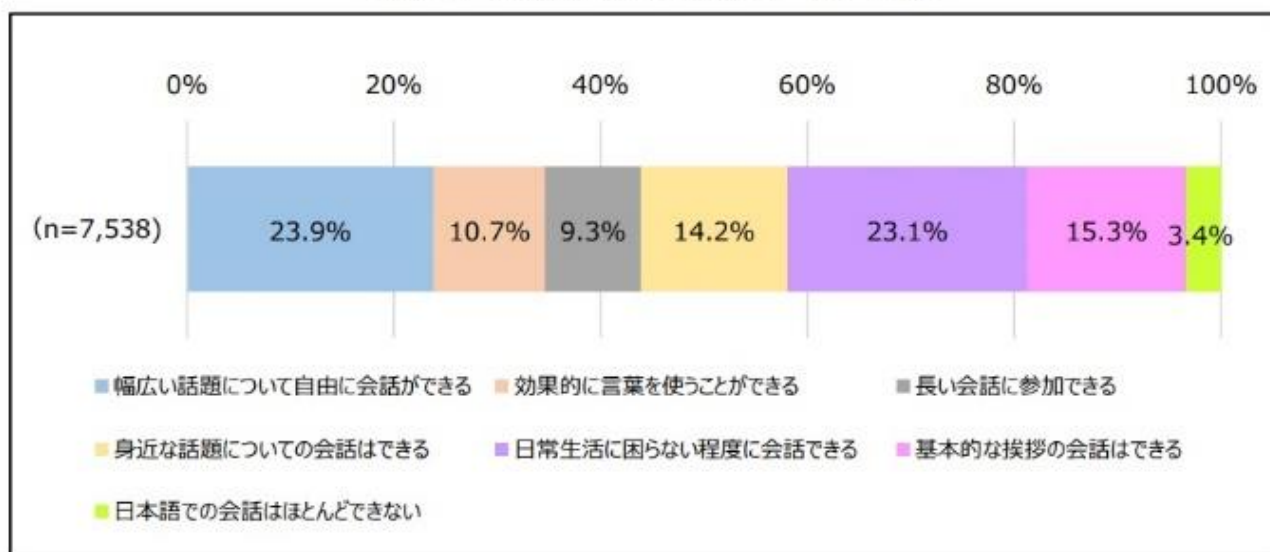
そのため、日本に住む外国人に情報を伝えるときに、多言語で翻訳・通訳することは重要ですが、それに加えてやさしい日本語を活用することも重要となっています。

やさしい日本語、使えるの？

出入国在留管理庁が、令和3年度に実施した「在留外国人に対する基礎調査」では、8割強の在留外国人が、自身の日本語能力(話す・聞く)を「日常生活に困らない程度に会話できる」と回答していることから、やさしい日本語は、外国人にとって理解しやすい可能性がとても高いことが分かります。

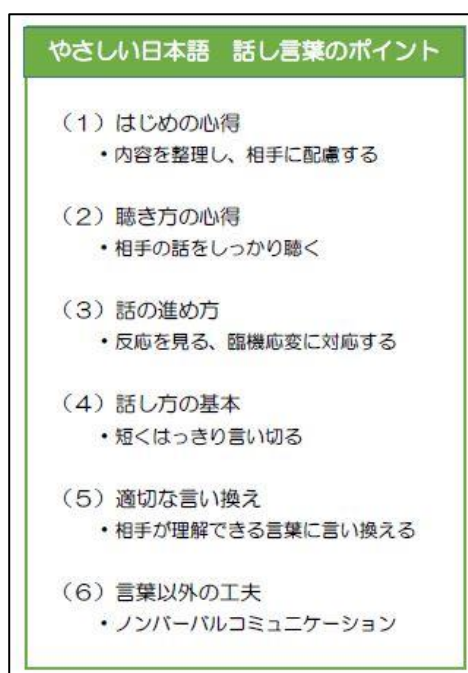
また、話し言葉のやさしい日本語を学ぶことで身に付く、コミュニケーションの際に相手に心掛けるポイントは、外国人だけでなく、高齢者、障害者等を含む様々な人に対して接する際にも役立ちます。

図表 12 日本語能力（話す・聞く）（単一回答）



「話し言葉のポイント」を作りました。

出入国在留管理庁と文化庁は、令和2年8月に、書き言葉のやさしい日本語に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定しましたが、こうした状況や、令和3年度に実施した地方公共団体に対するアンケート結果において、話し言葉のやさしい日本語のガイドラインの作成が望まれていたことなどを踏まえ、本年度、「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」を開催し、令和4年10月に同会議において「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」が取りまとめられました。この「話し言葉のポイント」は、話し言葉のやさしい日本語の実務に精通した委員が、在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的事項を検討し、効果的な話し方や、言い換え等を6つのポイントとして整理しています。



実際に使ってみませんか？

話し言葉のポイントでは、

1. はじめの心得(内容を整理し、相手に配慮する)
2. 聴き方の心得(相手の話をしっかり聴く)
3. 話の進め方(反応を見る、臨機応変に対応する)
4. 話し方の基本(短くはっきり言い切る)
5. 適切な言い換え(相手が理解できる言葉に言い換える)
6. 言語以外の工夫(ノンバーバルコミュニケーション)

を、話し言葉のやさしい日本語を使う際のポイントとして整理しています。

窓口や店頭など、やさしい日本語を必要としている人と関わる時、この“ポイント”に気を付けて、話してみませんか。

やさしい日本語には常に決まった一つの正解があるわけではありません。話し言葉のやさしい日本語は、人と人との対面の場でコミュニケーション手段として活用されるものですので、使う人の配慮や心掛けが重要です。

使うテクニックにとらわれず、気軽に使ってみてください。

話し言葉のポイント

● 第3 話し言葉のポイント



話し言葉のやさしい日本語を活用するに当たっては、第2:「やさしい日本語の普及に当たっての視点」において整理したやさしい日本語の必要性やメリット、特性、気を付けるべき点を踏まえ、やさしい日本語で全てを正しく伝えられるとは限らないことを前提とした上で、情報を取捨選択するとともに、その点について理解を求め、活用場面に合った使用をすることも必要です。
また、やさしい日本語の効果的な活用のためには、話し方や言い換え等も含めた研修の実施が重要です。

(1) はじめの心得(内容を整理し、相手に配慮する)

- 伝えたい情報を取捨選択し、整理する
- このくらい話せば分かるだろうという思い込みを取り払う
- 制度の存在自体や日本社会の一般常識を知らないかもしれないという前提で丁寧に説明する
- 英語交じりなど、不自然な日本語にしない
- 大人の相手に対して「子供扱い」をしない

(2) 聞き方の心得(相手の話をしっかり聴く)

- 相手の話を聴く態度を示す
- 落ち着いて対応する
- 相手が緊張しているときは、笑顔などで緊張を和らげる
- アイコンタクトや相づちを打つ(聴いていることを示す)
- 相手の発話を繰り返す(理解していることを示す)
- 相手の言っていることが分からない場合、復唱するなどして相手の意図を確認する

(3) 話の進め方(反応を見る、臨機応変に対応する)

- 言葉を交わしてみ、
- A) いくらやさしく話しても意思疎通が難しいと感じた場合
→通訳や機械翻訳の利用に切り替える
- B) 日本語能力が非常に高いと判断した場合
→やさしい日本語はやめる
※見た目で判断はしないこと
- やり取りがうまくいかない場合もフリーズしないで、話を継続する
- 反応を見ながら自分の話し方を調整する。「私の声は聴きやすいですか?」、「私の話すスピードは大丈夫ですか?」などの質問をする。

8

(4) 話し方の基本(短くはっきり言い切る)

- 短く切って話す
- はっきり話す(「結構です、御遠慮ください」等のあいまいな表現は使わない、「記入してもらえますか?」等の疑問の形をとった表現は使わない)
- 文の最後まで言い切る
- ゆっくりしたペースで話す
- 適度に声の強調や抑揚を付けるなど声のトーンを変える

(5) 適切な言い換え(相手が理解できる言葉に言い換える)

- 難しい言葉・言い回しを使わない
例文 納税 → 言い換え例 税金を払う
- カタカナの外来語(和製英語)を使わない
例文 ヘルシー → 言い換え例 体に良い
- オノマトペを使わない
例文 頭がずきずきする → 言い換え例 頭が痛い
- 二重否定を使わない
例文 不可能ではない → 言い換え例 できる
- 尊敬語・謙譲語を使わない
例文 いらっしゃいます/参ります → 言い換え例 行きます
- 質問文は工夫する(WH質問からYES/NO質問へ)
例文 日本に来たのはいつですか? → 言い換え例 日本に来たのは〇月ですか?



(6) 言葉以外の工夫(ノンバーバルコミュニケーション)



- 身ぶり手ぶり(ジェスチャー)を交えることも必要
ただし、ジェスチャーの意味は世界共通ではないので注意が必要
- 資料・写真・図や実物を活用する
- コミュニケーションボードを準備する

※ノンバーバルコミュニケーション
言語によらないコミュニケーション。一般的には、ジェスチャーや声の調子・表情などで伝わるメッセージのこと。

9

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」
はこちら



「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
～話し言葉のポイント～」はこちら



アジア研の出版物を紹介します。

アジア研は、正式には「国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)」といい、昭和37年に国際連合(国連)と日本政府の協定に基づいて設立された機関です。法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営しており、世界の刑事司法の実務家(検察官、裁判官、刑務所職員、保護観察官など)を対象とした国際研修等を実施しています。アジア研では、その活動内容や研修の成果を出版していますので、主なものをご紹介します。

なお、アジア研の出版物はすべてウェブサイトで公開していますので、ぜひご覧になってください。

1 研修資料集(Resource Material Series)

アジア研の研修の成果を掲載した出版物で、年2回から3回発行しています。主にアジア研の研修で海外客員専門家が使用した資料や、研修員が執筆した論文の中でも優秀なものが掲載されており、各研修の主要課題についての国際的な知見や、海外での実情を知ることができる貴重な出版物です。昭和46年の第1号から最新の114号(令和4年10月発行)まで、実に50年以上にわたって出版されてきた歴史ある出版物です。

この資料集は、これまで英語でしか出版されていませんでしたが、多方面からのご希望にお応えして、このたび「邦訳版 UNAFEI リソース・マテリアル・シリーズ 世界の刑事司法」を出版することになりました。本年3月頃の発刊を予定していますので、ご期待ください。

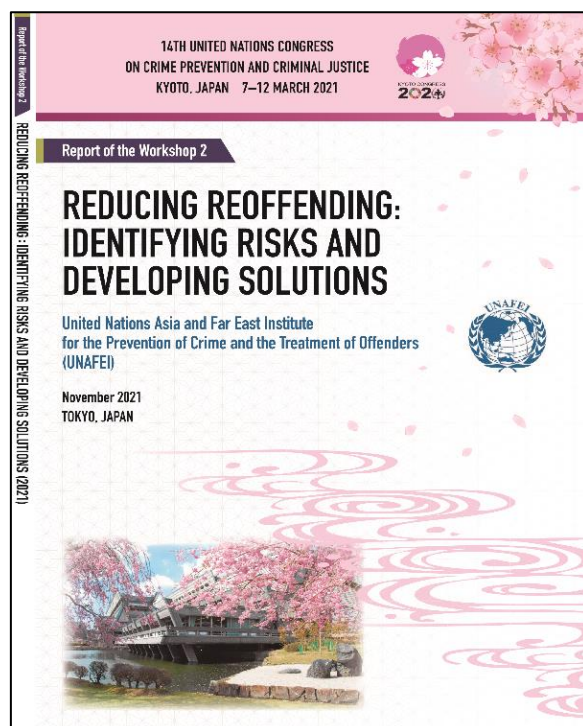


アジア研図書室のアジア研出版物コーナー

2 コンgressワークショップ報告書

アジ研は、国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関(PNI)の一つでもあり、19の機関のうち最も長い歴史があります。5年に一度開催される国連犯罪防止刑事司法会議(コンgress)において、アジ研は、ワークショップの進行役を務めるなどして積極的に関与しており、その成果を報告書として出版しています。

令和3年3月に京都で開催された第14回コンgressにおいても、アジ研は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)及びタイ法務研究所(TIJ)と協働して「再犯防止:リスクの特定とその解決策」についてのワークショップを担当し、その成果を出版しました。



京都コンgress ワークショップ2報告書

3 アジ研の活動報告

アジ研で実施している各研修の概要は、オンラインで発行されているニューズレター(UNAFEI Newsletter)に掲載されています。また、アジ研の毎年の活動内容は、年に1回国連に報告をすることとされています。この報告書は、年次報告(Annual Report)として、アジ研のウェブサイトにも掲載されています。

ウェブサイトはこちら▶

UNAFEI



「令和4年版犯罪白書について」



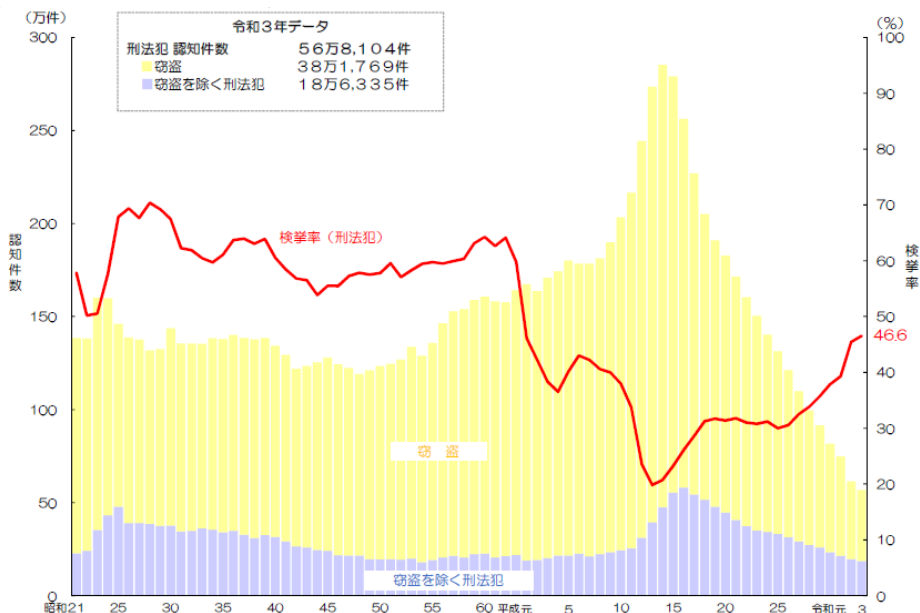
犯罪白書とは？

犯罪白書は、犯罪の動向や犯罪者の処遇の状況について、統計資料等に基づいて紹介しているものです。昭和35年から、法務省法務総合研究所により毎年発行されており、犯罪対策を検討するための基礎的な資料としての役割を担っています。

犯罪の動向は？

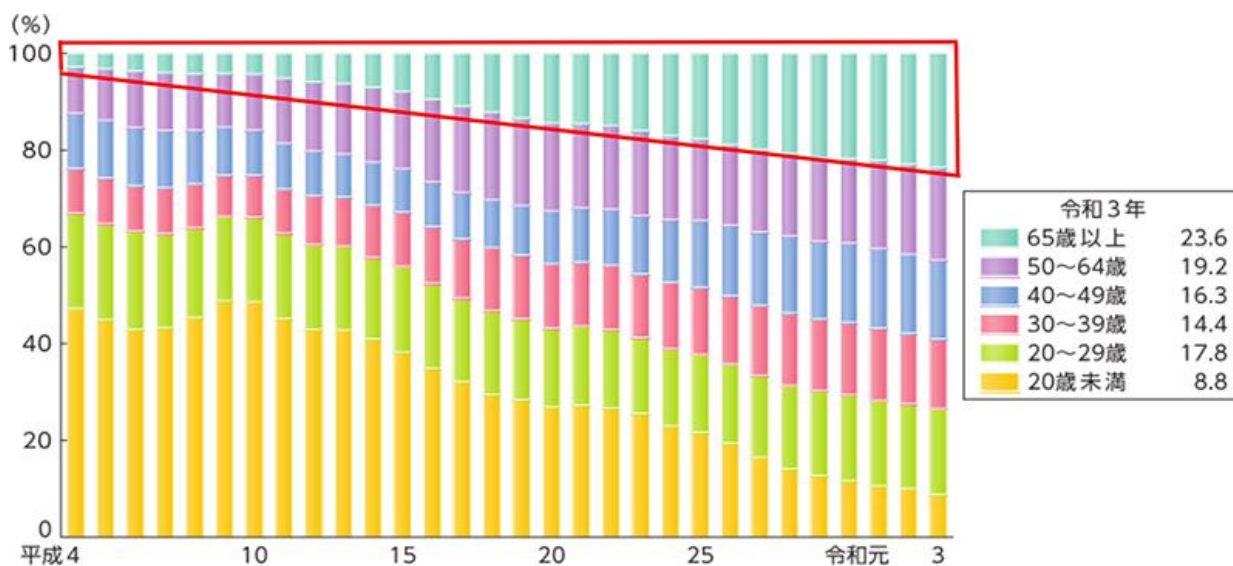
刑法犯の認知件数(警察が犯罪の発生を把握した件数)は、平成14年に戦後最多の約285万3,700件を記録しましたが、その後は19年連続で減少し、令和3年は約56万8,100件と、戦後最少を更新しました。

平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の件数が大幅に減少し続けたことに伴うものです。



1図 刑法犯 認知件数・検挙率の推移

令和3年に刑法犯で検挙された者の人員は、戦後最少の約17万5,000人でしたが、そのうち、65歳以上の高齢者が23.6%を占めており、高齢者の比率の上昇が進んでいます。

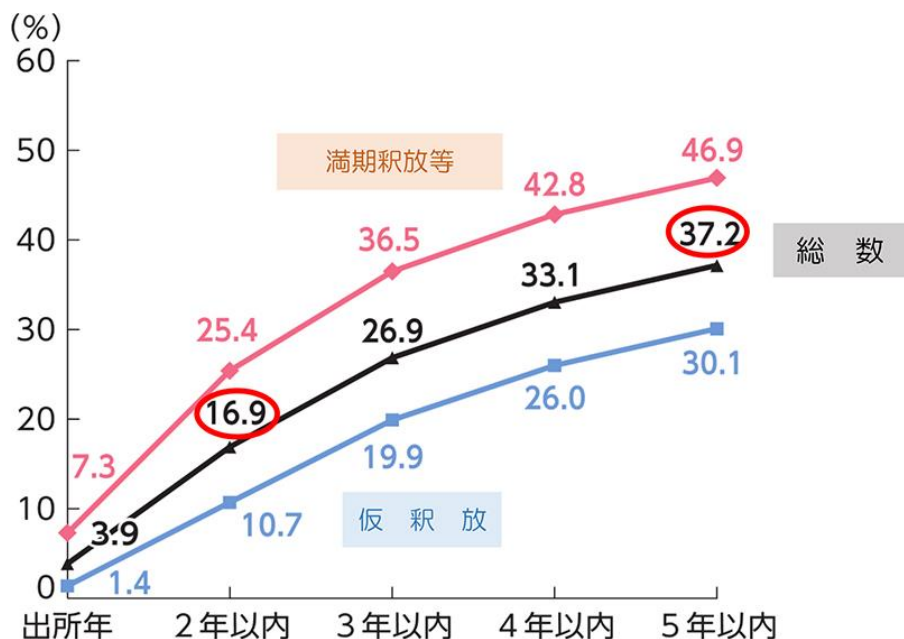


2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

再犯の現状は？

平成29年に刑事施設を出所した者のうち、4割近くの者が、出所後の犯罪により、出所後5年以内に刑事施設に再入所しており、そのうち約半数が2年以内に刑事施設に再入所しています。

また、満期釈放者は、仮釈放者と比べて、再入率(各年の出所受刑者人員のうち刑事施設に再入所した者の人員の比率)が高いことが分かります。



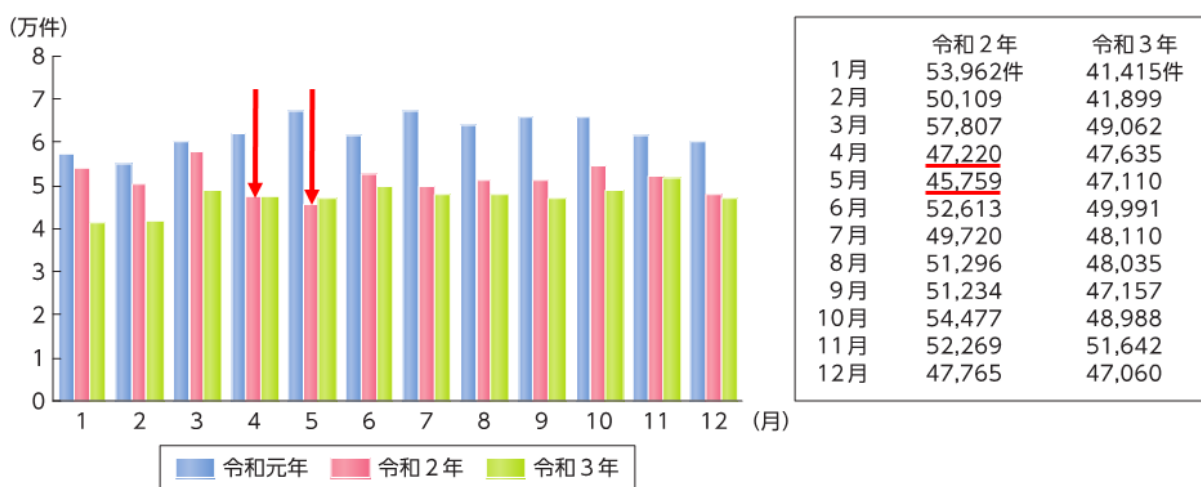
3図 5年以内再入率
(平成29年出所受刑者)

今回の特集は？

令和4年版犯罪白書では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における犯罪の動向や同感染症が刑事司法に与えた影響等について特集としているほか、犯罪者や非行少年の生活意識及び価値観に焦点を当てた特集も組んでいます。

「新型コロナウイルス感染症と刑事政策」

刑法犯認知件数は、令和2年は前年比17.9%減と大幅に減少し、特に最初の緊急事態宣言があった令和2年4月及び5月において、大きく減少しました。この傾向は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の減少に伴うものであると言え、外出自粛要請により、在宅人口が増加し、駅や繁華街の人流が減少したことから、犯罪被害のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことなどによると考えられます。

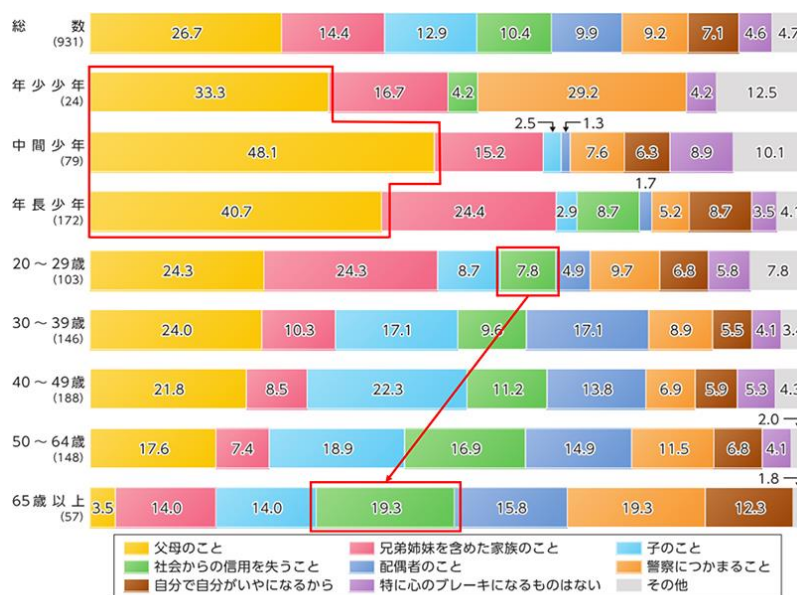


4図 刑法犯 認知件数の月別の比較

「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」

犯罪者・非行少年の生活意識や価値観に関する特別調査から、再犯防止対策の在り方等について検討しました。

例えば、「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものについて、非行少年は、「父母のこと」を挙げる者の割合が高く、犯罪者は、年齢層が上がるにつれて、「社会からの信用を失うこと」を挙げる者の割合が高くなっていました。このことから、非行少年にとっては家族が、高齢犯罪者にとっては社会とのつながりが、それぞれ重要な社会資源になると考えられます。



5図 心のブレーキとなるもの（年齢層別）

法務総合研究所は、今後も適切なテーマ等を選んで調査を行い、犯罪・非行をした者に対する有効な支援・指導を検討するための資料を提供していきます。

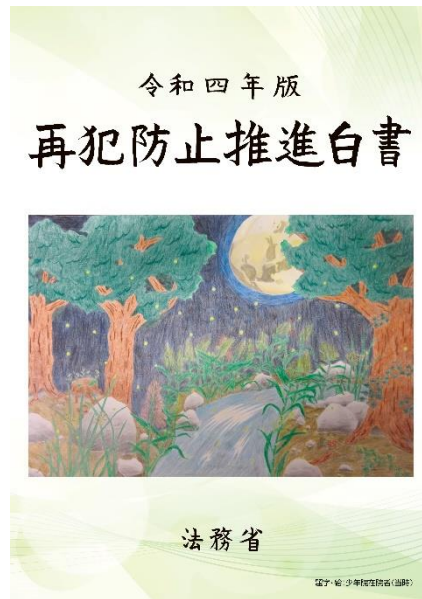
もっと犯罪白書の内容を知りたい場合は？

法務省のホームページで閲覧できるほか、官報販売所等で購入できます。

法務省ホームページ「犯罪白書」はこちら



令和4年版「再犯防止推進白書」を刊行しました！



「再犯防止推進白書」とは、どのようなものですか。

法務省では、政府が実施した再犯防止施策について取りまとめ、国会へ報告をしています。国会へ報告した内容について、国民の皆さまにお伝えするため刊行したものが、「再犯防止推進白書」になります。

「再犯防止推進白書」は、平成30年から毎年刊行しており、今回で5回目の刊行となりました。なお、表紙の「再犯防止推進白書」の題字や絵画は、少年院在院者が揮毫、制作したものです。

「再犯防止推進白書」では、どのようなことが書かれているのですか。

「再犯防止推進白書」は、大きく分けて2つの項目で構成しています。具体的には、各年のトピックなどを記載した「特集部分」と、政府による再犯防止施策の取組状況を記載した「本文部分」で構成しています。

○ 令和4年版「再犯防止推進白書」について

令和4年版の「特集」は、「再犯防止推進計画策定後の課題と今後の展望～当事者の声とともに振り返る～」です。本年度が「再犯防止推進計画」の計画期間の最終年度となることを踏まえ、計画策定後の施策を振り返るものです。具体的には、薬物事犯、性犯罪などの「罪名別」、高齢・障害、女性などの「属性別」、保護司、協力雇用主などの「実施者別」の3つの切り口で、これまでの取組から見えてきた課題と今後の展望をまとめています。その中では、コラムとして、非行や犯罪を行った者（刑事施設在所者・出所者、少年院在院者など）の「当事者の声」も掲載しています（実際に執筆いただいたり、インタビューの内容を記載したりしています。）。

また、「本文部分」については、下記の内容で構成しています。第1章では、再犯防止に関する指標の最新データを掲載しており、第2章から第8章では、主として、令和3年度末までに政府が実施した取組を掲載しています。加えて、「コラム」においては、民間協力者の方々の具体的な取組などを紹介しています。

- 第1章 再犯防止をめぐる近年の動向
- 第2章 就労・住居の確保等のための取組
- 第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組
- 第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

「再犯防止推進白書」を読みたいのですが、どのような方法がありますか。

これまでに刊行した「再犯防止推進白書」の電子データは、法務省ホームページにおいて公開をしています。また、「再犯防止推進白書」の冊子については、政府刊行物センターや都道府県官報販売所で販売されており、お近くの書店でも注文いただくことができます。

「再犯防止推進白書」ページ(法務省ホームページ内)



～ お知らせ ～

非行や犯罪を行った者が、再び犯罪をしないためには、本人自身が、立ち直りに向けた努力を行うことはもとより、本人が立ち戻っていく地域社会の中で孤立しないよう、地域社会がその者を受け入れ、立ち直りの手を差し伸べることも大切です。そのため、皆さまにも、再犯防止の取組についてご理解・ご協力をいただくことが重要であると考えています。

そこで、法務省では、皆さまに、再犯防止の取組や再犯防止の現状について知っていただくため、本年 3 月に「再犯防止シンポジウム」を開催いたします。

「再犯防止シンポジウム」の概要は、下記のとおりです。

●「再犯防止シンポジウム」の概要 ●

(日時)令和 5 年 3 月 25 日(土)午後 3 時～午後 4 時

(内容)非行や犯罪からの立ち直りを経験した当事者とその支援者などによるディスカッション

(形式)YouTube 法務省チャンネルにて、生配信

YouTube 法務省チャンネル



「再犯防止シンポジウム」に関する情報については、今後、法務省ホームページの特設ページや、法務省公式Twitterなどでお知らせしていく予定です。引き続き、ご注目をお願いいたします！

皆さまの視聴をお待ちしております！



再犯防止シンポジウムの特設ページ
(法務省ホームページ内)



もどらないおん

お答えします ～「国際課の業務」について～

Q1 国際課とは？

A1: 法の支配や基本的人権の尊重といった普遍的価値を国際的に浸透させるための取組である「司法外交」の推進を目的として平成30年4月1日に設置され、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応及び職員の海外派遣等の事務に取り組んでいます。

Q2 国際課はどのような国際会議を開催していますか？

A2: 令和3年3月に、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議である第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)をホストしました。G7議長国であり、かつ、日ASEAN友好協力50周年となる令和5年7月には、アジア唯一のG7メンバーである我が国の立場を活かし、G7司法大臣会合と日ASEAN特別法務大臣会合を開催し、法の支配の推進にリーダーシップを発揮し、司法外交をより一層推進していきます。



**ASEAN-Japan
Special Meeting of
Justice Ministers**

Q3 国際課における職員の海外派遣とは、どのようなものですか？

A3: 在外公館や国際機関等へ法務省職員を積極的に派遣しています。最近では、国際刑事裁判所（ICC）や国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等に職員を派遣しました。派遣された職員は、国際的な法的紛争に関する業務や法制度整備支援等の国際的な業務に従事しています。司法外交の推進の担い手となり得る、高いレベルの語学能力、国際情勢を踏まえたバランス感覚及び法的思考能力を併せ持つ国際法務人材を確保・育成することを目指しています。

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.60

法テラスってどういう時に利用できるの？

■ 灵感商法等対応ダイヤル編

灵感商法等対応ダイヤルは、「旧統一教会」問題に限らず、これと同種の問題を抱えている方からの相談を幅広く受け付けています。

同ダイヤルでは、オペレーターがお悩みごとの内容に応じて連携機関等の相談窓口を無料でご案内します。

ご利用の流れ（一例）



連携機関等

- 法的トラブル … 日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、法テラス・サポートダイヤル
- 孤独・孤立 … 内閣官房
- 犯罪被害 … 警察庁
- 消費者トラブル … 消費者庁
- 行政相談 … 総務省
- 人権問題 … 法務省
- いじめ・修学 … 文部科学省
- 児童虐待・生活困窮・就労・心の健康 … 厚生労働省
- 在外邦人 … 外務省

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
「法テラス公式Twitter」

● 広報誌「ほうてらす」



【第56号】

特集：「個人情報と法律」

表紙・インタビュー

：川平 慈英 さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
広報誌「ほうてらす」

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください！
「法テラス公式YouTubeチャンネル」



■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

インドネシア長期派遣専門家 及川 裕美

本年(令和5年)は、日本とインドネシアの国交樹立65周年、日本と東南アジア諸国連合(ASEAN。以下「ASEAN」という。)友好協力50周年であると共にインドネシアが ASEAN の議長国を務める年であり、皆さんがインドネシアや ASEAN に関する報道に触れる機会が増えるのではないかと考えています。

私は10年以上日本で検察官として勤務していましたが、令和4年3月からインドネシアの首都ジャカルタに JICA 長期派遣専門家として派遣され、インドネシアの法務人権省の方々と一緒に、法案の起草・審査を担当する「ドラフター」という国家専門職の能力向上を図るための法整備支援活動を行っています。この活動の目的の一つは、インドネシアで問題となっている法令の不整合等を少しでも解消し、現地企業、日系企業等がインドネシアでビジネスを行いやすい環境を整備することにあります。現在の具体的な活動としては、インドネシアの法令の問題点等を詳細に把握するためのインドネシアの大学、官公庁等での調査活動や、ドラフター等を対象とする現地セミナー、オンラインセミナー等を行っています。オンラインセミナーはインドネシア全土のドラフター等を対象とするものであって、参加者は700人を超えるなど大変大きな活動となっており、昨年(令和4年)には、インドネシアの法務人権大臣から、JICA の法整備支援活動がドラフターの能力向上に貢献したということで直々に表彰されました。

現地の皆さんの生活や考え方に触れることが法整備支援活動にも役立つと思い、インドネシア語を勉強し、積極的に現地の方々とコミュニケーションを図るように心がけており、余暇もインドネシアの音楽やインドネシアの文化を楽しんでいます。少しでもより良い支援ができるよう、引き続き邁進していきたいと思っています。



ジョグジャカルタ特別州での現地セミナーの様子(令和4年10月)



法務人権大臣表彰の様子(令和4年8月)

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.16

～技術企画室長補佐～

職 名：技術企画室長補佐
氏 名：磯野 宏敬
採用年：平成14年
所 属：法務省大臣官房施設課 技術企画室

Q1 技術企画室長補佐ってどんな仕事？

A1: 法務省大臣官房施設課の業務のうち、主に、①法務省所管施設の整備及び②国際協力に関する業務に携わっています。①については、当課設計部門において刑務所等の矯正施設や官署施設の整備計画を策定し、その計画を基に、実施設計業務や工事を外部委託して施設の整備を行うのですが、私は、その契約手続において、入札参加業者の参加資格要件等の審査及びそのとりまとめなどを担っています。

②については、我が国が理事国を務めているアジア矯正建築会議(ACCFA※)や当課が参加する各種国際会議関連業務の事務局を担っています。また、建設技術の指導等を目的とした諸外国への職員派遣や研修生を招いての技術指導等も行っており、過去には、タイ王国に職員を派遣し、少年矯正施設建設に貢献した例もあります。

※Asian Conference of Correctional Facilities, Architects and Planners
アジア諸国の矯正建築分野の技術向上のため、技術面に関する議論や情報共有を行うことを目的として、平成24年から計8回開催されており、タイ王国・マレーシア・カンボジア王国・インドネシア共和国・大韓民国・ICRC(赤十字国際委員会)等多くの国や機関が参加している。

Q2 最近のトピックスは？

A2: 当課の入札案件においては、入札価格以外に技術力等の要素を含めて総合的に判断する方式(総合評価落札方式)の適用案件を多く取り扱っていますが、令和4年度においても本方式の運用要領の改訂を行い、より品質の高い施設整備の実現のために事務の改善を図っています。

国際協力関係については、令和5年度に第9回アジア矯正建築会議をタイ王国にて実施予定であり、他の理事国とともにその開催準備を進めています。

Q3 技術企画室長補佐のやりがいて何？

A3: 入札参加業者の参加資格の有無や技術力等に対する評価等を行うということは、間違った判断をすれば業者の方々に不利益をもたらすこととなります。そのような事を防ぐために、担当内での情報共有・ダブルチェックはもちろん、第三者的な視点でもチェックし、間違いを未然に防ぎます。これらの作業は慎重を期すものであり、入札の公正性を確保する観点からも、やりがいとともに重責を感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

A4: 私自身、国際協力関係の業務に携わった経験がほとんどない中、着任の1か月後に開催される国際会議の関連行事への参加が予定されているという事態に直面しました。経験無し・時間無しの中、プレゼン資料の翻訳を手伝ってもらうなど周囲の方々からサポートしていただきながら、スケジュール調整、必要な資料等の準備、海外との連絡調整等の段取りを急ピッチで行い、なんとか滞りなく行事に参加することができました。

窮地に追い込まれた時や問題が発生した時に、その解決のためにどのように筋道を立てていくかという思考を持つことや、多くの仲間と良い関係性を築いておくことは、あらゆる場面で有用であると改めて感じました。

そういった経験は、仕事においても私生活においても、今も生きています。



事務室にて ～国際協力関連資料と



関係者で情報共有 ～カンファレンスの様子～